

氏 名	貴田 美鈴
学 位 の 種 類	博士（人間文化）
学 位 記 番 号	第15号
学位授与の日付	平成24年 3 月23日
学位条件の要件	学位規程第 3 条第 2 項該当（人間文化研究科）
学 位 論 文 題 目	里親制度に関する研究 ―史的展開と里親の認識―
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 滝村 雅人 （副査） 准教授 安藤 究 （副査） 大阪市立大学・教授 山縣 文治

1. 学位論文の内容の要旨

本研究は、政策主体の意図と里親の意識に焦点を当て、それらに影響を及ぼす諸要因を分析することにより、里親制度を総括し、里親制度の課題を明らかにすることを目的としている。

里親制度とは、家庭の問題から実親が養育できない子どもを保護・養育する社会的養護の一種である。集団で養護する児童養護施設等とは異なり、里親養育は固定した養育者のもとで育つため、愛着関係を形成しやすく、自立前後の個別的支援が期待できる。欧米では、1950年以降、ホスピタリズムの反省やボウルビィの母性剥奪理論の影響を契機として、施設養護は縮小し、養子縁組や里親養育中心へと急速に進んでいった。しかしながら、わが国では2009年の時点で、要養護児童の約 9 割が施設措置であり、里親への委託は 1 割程度に過ぎず、里親制度は十分に活用されていない。

本研究の第 1 の疑問は、わが国において、欧米諸国のような政策転換が起きなかったのはなぜか、というものであった。また、わが国の里親への委託児童数は、里親制度創設の1947年から大幅に増加したものの、1959年から漸減し、1999年に最低数となり、その後はやや上昇傾向にある。このような増減の要因は何であったのかが本研究の第 2 の疑問であった。

そこで、敗戦後から今日までの里親に関する先行研究をレビューし、先行研究の問題から次の 6 つの分析課題を立てた。すなわち、①里親制度と社会経済的要因との関わり、②政策主体の里親制度への認識、③里親になる動機と社会的養育の意識、④里親家庭と社会環境との関わり、⑤社会・制度的役割や位置づけに関する里親自身の認識、⑥養育里親と養子縁組里親の類似点と相違点である。

第Ⅱ部（第 4 章～第 7 章）では、①②の分析課題を受けて、里親制度創設期からその後の衰退期、そして近年の里親制度が見直され、拡充政策がとられている今日までの史的展開を政策主体の意図と社会状況との関係に焦点をあてて分析した。その結果、本研究では以下の点が明らかに

なった。

里親制度は戦後の喫緊の課題であった要保護児童対策として創設されたが、同時に政策主体は児童人身売買・児童労働搾取の防止にも有用と考えていた。しかし、現実には創設当時の里親制度は児童労働を内包しており、純粋な養育とはなり得ず、次第に日本では里親制度は欧米のように伸びないという政策主体の認識へと変わっていったのである。

高度経済成長期に入り、産業構造、家族形態の変化などを背景に、また、児童養護施設の充足率低下との関わりの中で、里親委託児童数は減少し続けていった。政策主体は里親制度に関心をもたず、その時々養護問題に対して必要最小限の問題解決を図ることに里親制度を利用する弥縫策的対応に終始し、里親制度を放置したのである。

1990年代半ば以降には、「子どもの権利条約」批准に伴う国際社会からの圧力と、被虐待児の増加による保護先の確保の観点から、政策主体は社会的養護政策を見直し始め、2002年の里親制度改定に至ったのである。その後、政策主体は社会的養護における里親制度拡充という方向性を強め、様々な法令通知を相次いで出している。ところが、2005年以降の里親委託と、施設委託の増加数はほぼ同じであることと、施設の定員充足率は90%前後で推移していることを考え合わせると、実際の運用は児童養護施設の充足率安定の範囲内でなされているといえる。つまり、戦災孤児等を保護し、施設に収容するという収容保護パラダイムを政策主体は転換せず、社会的養護の基本的枠組みには手を付けていないのである。

このように里親制度の史的展開から政策主体の問題を検討すると、わが国において里親制度の低調な第1の理由は、創設当初の里親制度が児童労働を内包していたという誤謬にある。第2の理由は、里親制度創設期からの制度の問題点を政策主体は改善しようとせず、放置してきたことにある。第3の理由は、社会的養護のシステムが、戦災孤児対策としての収容保護パラダイムを転換していないことにある。第4の理由は、政策主体が社会的養護の理念や、あるべき姿に対する明確な将来像を示さず、その時々発生した養護問題に対して弥縫的な対策しかしてこなかったことにある。

第Ⅲ部（第8章～第9章）では、先の③～⑥の分析課題を受けて、里親制度のあり方を総体的に明らかにするために、里親制度の担い手である里親の生活実態の把握から、里親制度を捉え直す必要があると考え、里親へのインタビュー調査を実施した。インタビューは、グラウンデッド・セオリー法を援用した佐藤郁哉などの質的データ分析法を応用し、分析した。

その結果、里親となる動機を検討し、個人的な経験が社会的問題への意識を生み出し、里親になりたいという動機を持ったタイプの里親がいることを明らかにした。また、里親には非血縁家族を積極的に受容している姿と、里親の家族の理解がすべての里親に共通してみられた。非血縁家族を抵抗感なく受け入れられる一般の人は多数ではないが、希有な存在でもないと考えられる。一般の人への啓発活動は、里親養育に理解や関心を持つ人々が里親となる最初の一步へとつなが

ると考えられる。

里子を委託解除の年齢まで受託した場合、里子の委託解除前から解除後にかけての自立支援の必要性が出てくる。里子の自立や就職に向けた公的支援は不十分であり、今後整備が望まれる領域である。さらに、現状の法制度の中では、委託解除後の元里子と元里親への公的な保障もなく、検討の必要があると考える。

里親家庭には特有の機関や個人、つまり実親、児童相談所、児童福祉施設、里親会など社会資源との関係がある。すなわち、里子の実親との関わりでは、慎重に対応する姿が示された。児童相談所との関わりでは、里親は児童相談所からの子どもの情報不足や、委託中の児童相談所との情報交換の不足を感じていた。施設との関わりでは、施設の経営姿勢の問題、集団養護の問題、または養育レベルなどについての問題意識が示された。一方で、施設との良好な関係の構築を目指そうとする姿勢も見られた。里親会との関わりでは、里親啓発への意欲が里親間で高低があること、養育里親と養子縁組里親との間の軋轢、全国里親会が形骸化していることについての問題意識などが明瞭になった。里子を育てながら、これらの社会資源すべてに里親夫婦だけで対応するのは、負担加重と考えられる。里親とそれを取り巻く社会環境との関係から、里親には多岐に渡る支援が必要であり、それをマネジメントする機関の必要性が考えられる。

養育里親と養子縁組里親には、共通点と相違点があり、それぞれの特徴に併せて制度のあり方を考えるべきであることが示唆された。一般の人々の里親制度への無知から、里親と養子縁組の相違点が十分には理解されておらず、養育里親は誤解されていると感じ、里親制度の知識を一般の人が持って欲しいという気持ちが語られた。一方、養子縁組里親は偏見を恐れる気持ちから、養子縁組したことを積極的に開示できないでいる姿が見られた。養子縁組成立後は里親会や児童相談所との関係を絶ち、養子縁組したことを隠し通そうとする養親が数多くいることも語られた。そうした養親は、養子への真実告知を避ける傾向にあり、真実告知の必要性を含めて養子縁組里親への研修や、養子縁組後の相談体制も必要と考えられる。また、養子縁組里親でも、養育里親と類似した社会的な養育の意識を持っていることが明らかになった。

2011年7月、厚生労働省の社会保障審議会児童部会の委員会より、「社会的養護の課題と将来像」報告書が出された。そこで、以上の里親制度の史的考察と、里親インタビューの結果を総合し、この報告書を対照しながら、本研究のまとめとして里親制度の今後の課題について述べた。本研究は社会的養護における家庭的養育の重要性を中心的理念として検討してきたが、その報告書は、同様に社会的養護の基本的方向として、原則的に里親、ファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設と乳児院も、できる限り小規模グループケアやグループホームの形態に変えていくことを提言している。

本研究の里親制度の史的展開から、政策主体が社会的養護の明確な理念を示さず、政策転換しなかったこと、児童相談所の里親委託と支援に関する業務を縮小し、業務委託を受ける側を充分

に整備しないまま、全国里親会や施設に委託したことが里親制度を低迷させた一因となったことが明らかになった。この報告書が述べているように、政策主体は里親支援体制を確立するために、社会的養護における公的責任を児童相談所が持つようにするべきである。

里親インタビューから、上記の報告書にはほとんど取りあげられていなかった養子縁組後の養親への支援、実親への対応、里子の委託解除後の支援など法的枠組みがない領域については、検討されなければならないことが指摘できる。また、里親委託を事業化したファミリーホームの開設を元施設職員や社会福祉法人にも認めたが、これらの事業主体の運営では家庭的養育といえるものになるのか注視しなければならないと考える。

以上、政策主体、里親、児童相談所、施設、実親それぞれの里親制度への認識には相違があり、これらが相互に共通の理念を持つべきである。今後、政策主体が里親制度改革をどのように具現化していくかを注視しなくてはならない。

本研究に残された課題には、全国里親会の史的展開、諸外国の里親制度重視への政策転換の過程と効果の検討などがある。また、本研究では里親の実態に関して質的に検討したが、今後、本研究を踏まえて里親の実態を量的に検討する必要性も考えられる。さらに、里親養育の問題点を里子の視点から検討することも必要と考える。

本研究の成果は、今後の里親制度を考える上で、基礎となり得ると考えられる。

2. 学位論文審査の要旨

本論文は、日本の里親制度について、その研究史及び制度的変遷、そして里親の認識について論じたものである。本研究の主要な目的は、政策主体の意図と里親の意識に焦点を当て、それらに影響を及ぼす諸要因を分析することにより、里親制度を総括し、里親制度の課題を明らかにするところにある。そして問題意識としては、大きく二点が挙げられており、第一に、わが国において、欧米諸国のような政策転換が起きなかったのはなぜか。第二に、里親制度創設期以降における委託児童数の増減の要因は何であったのか、というところにある。

論文は三部構成になっており、序章から終章まで264頁にわたり、資料として「戦後の里親制度及び社会的養護の動向年表」「里親制度に関する法令通知年表」「『厚生白書』『厚生労働白書』にみられる里親制度に関する記述」を掲載しており、いずれの資料もその概要等詳細に記されている。第一部では、社会的養護の枠組みと先行研究のレビューが詳細に行われ、そこから分析課題が抽出されている。先行研究のレビューから明らかになった課題は、①里親制度と社会経済的要因との関わり、②政策主体の里親制度への認識、③里親になる動機と社会的養育の意識、④里親家庭と社会環境との関わり、⑤里親制度の社会・制度的役割や位置づけに関する里親自身の認識、⑥養育里親と養子縁組里親の類似点と相違点、にあると主張されている。

これらの課題にせまるために、第二部では、里親制度創設期から今日までの展開を政策主体の

意図と社会状況との関係に焦点をあてて分析している。そこから導き出された政策主体の問題として、①創設当初の里親制度が児童労働を内包していたという誤謬があること。②里親制度創設期から制度の問題点を改善しようとせず放置してきたこと。③社会的養護のシステムが、戦災孤児対策としての収容保護パラダイムを転換していないこと。④政策主体が社会的養護の理念や明確な将来像を示さず、その時々が発生した養護問題に対して弥縫的な対策しかしてこなかったこと、が指摘されている。

以上のような政策主体の実態と制度の担い手である里親の実態との乖離を明らかにし、里親制度をとらえ直す意味で、里親へのインタビュー調査を実施し、質的データ分析法を応用し、分析をおこなっている。それによって、里親制度の充実には、里親への多岐に渡る支援の必要性和、そのマネジメント体制が必要であること、さらに、政策主体、里親、児童相談所、施設、実親それぞれの里親制度への認識には相違があり、これらが相互に共通の理念を持つべきである、ことなどが主張されている。

そして最後に、今後の研究課題が明確に示されている。

里親制度は国際的には重要な役割を果たすとともに、今後の方向として国連においても確認されているものである。日本では、制度的には位置づけられているものの、実態としては停滞気味で、施設養護中心に施策が展開されている。本研究は、前述したように、里親制度が停滞している要因を、戦後の政策展開を丁寧に分析すること、また、里親へのインタビューを科学的手法により整理することで、明らかにしたものである。また、国が昨年まとめた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえつつ、今後のあり方を提言している。このように先行研究や歴史をしっかりと踏まえた上での科学的質的研究であり、新しい知見も含まれている。さらに掲載されている資料においても法令通知とその内容もふまえられており、また白書での言及箇所も逐一掲載されており、非常に意欲的なものになっている。論文の一部はすでに紀要等に発表したものを修正加筆しており、インタビュー調査の部分では科研費の助成を受けて実施したものである。

いずれにしても、必ずしも豊富にあるとはいえない里親に関する先行研究の検討から分析課題を導き出し、里親をめぐる政策主体の意図の変遷と、里親当事者の意識を通じて現在の里親制度をめぐる諸問題に迫りながら、それらの分析課題に対する考察を試みる本論文は、意欲的であり、オリジナリティも一定程度確保されている。

全体としてはこのような肯定的な評価が与えられると思われるが、疑問がないわけではない。もっとも大きな疑問は、筆者は里親による養育を施設における集団的養育に対して優位なものと位置づけて本論文を展開しているが、その前提となる里親による養育の優位性については、あまり検討されていない。愛着理論に関する言及はあるが、どのようなタイミングで里親の養育に移行するかによって、里親の養育による効果に違いが出てくる可能性はある。この可能性は、現在の里親制度の問題を考える上でも重要となる。すなわち、里親による養育をどのようなタイミン

グで経験するかによって、そのサポートの仕方に相違が出てくるのではないかということであり、本論文にとって重要な検討項目になりうるといえる。

しかしながら、以上のような疑問は、本論文の価値を根底において否定するものではなく、全体として博士論文としての要件は満たしていると思われる。また、本論文にもとづく政策的展開・里親サポートなどの practical implications も少なくなく、緻密な資料整理などが行われ、著者の今後の課題も明らかとなっていることから、研究のさらなる発展と社会的に一定の貢献が十分に期待できるといえる。

なお上記の既発表論文等は以下の通りである。

- ① 貴田美鈴「里親に関する研究の展望と課題－1998年～2008年までの国内文献から－」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』第12号 2009年。
- ② 貴田美鈴「児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ」『岡崎女子短期大学研究紀要』第44号 2011年。
- ③ 貴田(左高)美鈴「里親制度における政策主体の意図－1960年代から1980年代の社会福祉の政策展開に着目して－」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』第8号 2007年。
- ④ 貴田美鈴「2002年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因－子どもの権利条約批准と児童虐待の社会問題化－」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』第10号 2008年。
- ⑤ 科研費については、平成21.22年度日本学術振興会科学研究費(若手研究)(課題名:「里親・委託児童・実親の生活問題の構造とサポート体制に関する研究」) 課題番号: 21830168、研究代表者: 貴田美鈴。

3. 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

審査委員3名は本論文を精読し、最終試験(2012年1月26日 17:00～18:30)を実施した。その結果は以下の通りである。

まず、申請者から、本論文の趣旨、概要、主張点等について15分程度の説明が行われ、今後の研究の方向についても述べられた。申請者は、論文の概要についてのレジメも作ってきており、それにそって説明が行われた。

続いて、審査委員から論文の記述内容についていくつかの質問を行い、応答がなされた。

まず、本論文に対する指摘・質問としては、

1. 上記「4. 学位論文審査の要旨」にもあるが、里親に出すタイミングについての分析が行われていない。
2. 「里親制度」という家族にかかわる領域を考察対象として選んでいるので、もう少し日本の家族変動全体に対する目配りがあっても良かったのではないかと、すなわち、日本において里親制度が定着しなかった理由として、「血のつながり」を重んじる文化的特色という主張

に対して批判的検討を加えているが、近世までの日本の家族に関する考察を用いているだけで、第2次世界大戦前までの人口学的条件による養子慣行の普及を挙げれば、より積極的な批判が可能であったのではないか。

3. 集団主義養護論の分析・記述の不十分さ、養子縁組など社会的養護を通さないものもあり、それらをどう扱っていくか、里親が良いと主張されているが、里親制度のマイナス面が論じられていない。

などが指摘された。また、使用されている用語の意味に関する質問もなされた。

申請者は、それぞれの指摘に対して真摯な態度で応答していた。

以上の口述試験においても、適切な内容認識、研究の限界認識がされていることが確認でき、その独自性と掲載資料に現れているように大変緻密な資料に基づく論文であり、博士論文としての内容を十分満たしているものと委員全員が判断した。

4. 学位授与についての意見

上記の学位論文審査と最終試験（口述試験）の結果に基づいて、審査委員は一致して、申請者（貴田美鈴）に博士（人間文化）の学位を授与するのが適当であると判断する。